

不利益処分の処分基準

処 分 名		三の倉市民の里の利用許可の取消し等		
根拠例規及び条項		多治見市三の倉市民の里の設置及び管理に関する条例(平成元年条例第3号)第11条		
所 管 部 課 名		環境文化部 文化スポーツ課		
処 分 基 準	関係法令等及び条項	—		
	基 準	指定管理者は、利用者が次のいずれかに該当する場合は、その利用の許可を取り消し、又は利用の停止を命ずることができる。 (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。 (2) 偽りその他不正な行為により利用の許可を受けたことが明らかになったとき。		
	設定年月日	平成元年3月30日	最終変更年月日	
	備 考			